

二和服ヲ着用セサルニト及集合ノ節ハ認印並
ニ亦帶ヲ各自携帶スルノ三項ヲ申合セ令四
時無事解散セリ

以上

勞務甲第四九〇號

大正十二年七月九日

警視總監赤池 環

内務大臣水野錬太郎殿
社會局長官塚本清祐殿
京都大阪愛知神奈川新潟
兵庫千葉秋田各府縣知事殿
司法省刑事局長殿
東京控訴院檢察長殿
東京地方裁判所檢察正殿

株式會社新鴻鐵工所蒲田工場爭議狀況 (第五報)